第十四条に次の一項を加える。

２　研究所に係る通則法における主務省令は、主務大臣の発する命令とする。

（独立行政法人経済産業研究所法の一部改正に伴う準備行為）

第十条　内閣総理大臣は、第三号施行日前においても、独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二十九条第三項及び第六十七条（第一号に係る部分に限る。）の規定の例により、前条の規定による改正後の独立行政法人経済産業研究所法第十四条第一項第二号に規定する事項に関する独立行政法人通則法第二十九条第一項の規定による中期目標の変更について、独立行政法人評価制度委員会の意見を聴くこと及び財務大臣との協議を行うことができる。

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔
総務大臣　林　芳正
法務大臣　平口　洋
外務大臣　茂木　敏充
財務大臣　片山さつき
文部科学大臣　松本　洋平
厚生労働大臣　上野賢一郎
農林水産大臣　鈴木　憲和
経済産業大臣　赤澤　亮正
国土交通大臣　金子　恭之
環境大臣　石原　宏高
防衛大臣　小泉進次郎

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律をここに公布する。

御名　御璽

国事行為臨時代行名

令和八年六月十七日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　木原　稔

法律第三十九号

人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律等の一部を改正する法律

（人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律の一部改正）

第一条　人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理に関する法律（平成二十八年法律第七十六号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理に関する法律

目次中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットの型式認定」を「宇宙ロケットの設計の確認」に、「第四節　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）」を「第四節　搭載前人工衛星等の適合認定（第十八条の二―第十八条の四）　第五節　国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構による申請手続の特例（第十九条）」に、「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星落下等損害」を「人工衛星等落下等損害」に改める。

第一条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に、「並びに」を「並びに宇宙ロケット又は」に改める。

第二条第一号中「第二十二条第二号」を「第四条第二項第五号へ及び第六条第四号ロ」に改め、同条第十一号中「人工衛星落下等損害」を「人工衛星落下等損害」に、「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に、「人工衛星の落下」を「人工衛星等の落下」に改め、同号ただし書中「、当該人工衛星の管理」を「、当該人工衛星等が特定人工衛星である場合にあっては、特定人工衛星の管理」に、「その他の当該人工衛星の管理」を「その他の当該特定人工衛星の管理」に改め、同号を同条第十号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十三号とし、同条第九号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星等の落下」を「発射された後の宇宙ロケットの落下」に改め、同号を同条第十二号とし、同条第八号中「人工衛星の打上げ用ロケットが発射された後の全部若しくは一部の人工衛星が正常に分離されていない状態における人工衛星等又は全部の人工衛星が正常に分離された後の人工衛星の打上げ用ロケット」を「発射された後の宇宙ロケット（これに搭載された人工衛星等（当該宇宙ロケットから正常に分離されたものを除く。）を含む。次号において同じ。）」に改め、同号ただし書中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同号を同条第十一号とし、同条第七号中「人工衛星の管理」を「特定人工衛星の管理」に、「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「、人工衛星」を「、特定人工衛星」に改め、同号を同条第十号とし、同条第六号中「人工衛星管理設備」を「特定人工衛星管理設備」に、「人工衛星に」を「特定人工衛星に」に、「第六条第二号」を「第六条第三号」に、「人工衛星の」を「特定人工衛星の」に、「把握し」を「その位置、姿勢及び状態を把握し」に改め、同号を同条第九号とし、同条第五号中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に、「人工衛星の打上げ用ロケットに人工衛星を搭載した上で、これ」を「宇宙ロケット」に、「一定」を「これを地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置することをいい、これと併せて宇宙ロケットに人工衛星等を搭載した上で一定」に、「当該人工衛星」を「当該人工衛星等」に、「ことをいう」を「場合にあっては、当該分離する行為を含むものとする」に改め、同号を同条第六号とし、同号の次に次の二号を加える。

七　特定人工衛星　人工衛星のうち、その位置、姿勢及び状態を制御することができるものをいう。

八　搭載前人工衛星等　人工衛星等（特定人工衛星を除く。）であって、宇宙ロケットに搭載する前のものをいう。

第二条第四号中「人工衛星の打上げ用ロケット」を「宇宙ロケット」に改め、同号を同条第五号とし、同条第三号中「その打上げ用ロケット」を「人工衛星以外の宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を回る軌道若しくはその外に投入し、又は地球以外の天体上に配置するもの」に改め、同号を同条第四号とし、同条第二号中「地球を」を「宇宙ロケットに搭載する人工の物体であって、地球を」に、「人工の物体」を「もの」に改め、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二　宇宙ロケット　地球から発射するロケットであって、発射した場合に地球を回る軌道若しくはその外又は地球以外の天体に達する推力を有するものをいう。

第三条中「人工衛星等の打上げ及び人工衛星の管理」を「宇宙ロケットの打上げ及び特定人工衛星の管理」に改める。

第二章の章名及び同章第一節の節名中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改める。

第四条第一項中「人工衛星等の打上げ」を「宇宙ロケットの打上げ」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二　宇宙ロケットの打上げの目的

第四条第二項第四号を削り、同項第三号中「（第十六条第一項の適合認定を受けた打上げ施設にあっては、その適合認定番号）」を削り、同号を同項第四号とし、同項第二号の次に次の一号を加える。

三　宇宙ロケットの設計

第四条第二項第五号を次のように改める。

五　宇宙ロケットに人工衛星等を搭載するかどうかの別及び宇宙ロケットに人工衛星等を搭載する場合にあっては、次に掲げる事項

イ　人工衛星等の数

ロ　それぞれの人工衛星等の種別（特定人工衛星又は特定人工衛星以外の人工衛星等のいずれであるかの別をいう。）